

令和3年7月

# 上天草市農業委員会会議録

令和3年7月13日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和3年7月13日  
午前9時30分開会  
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第6 議案第4号 非農地通知交付申請について
- 日程第7 議案第5号 空き家に付随した農地指定申請について
- 日程第8 報告第1号 許可不要転用届の受理について
- 日程第9 報告第2号 利用権設定合意解約について

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	9番 松本 光義	10番 森 和敏	

（事務局）

局長 徳弘 恵吾	主事 塩田 有沙	主事 池林 真斗
会計年度任用職員 山下 久美	会計年度任用職員 石炭 麻美	

## 1 開 会

事務局（徳弘）

おはようございます。ただいまから、令和3年7月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日、全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。本日は7月の総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中、そしてまた暑い中ではございますけれども、ご出席をいただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げたいと思います。

長かった梅雨もようやく明けるんじゃないだろうかという予想が立っている中ではございますけれども、皆さん方もご承知のとおり、全国各地で大きな災害が発生いたしております。集中豪雨による土砂災害、非常に甚大な被害が起きている中で、私たちも大変心配をしているところでございます。

農地におきましても、非常に冠水、浸水による被害が多いんじゃないかと感じております。皆さん方もご承知のとおり、昭和47年7月6日、天草大水害が起きまして、あれから50年という節目でございます。自然災害の恐ろしさというものを、私たちはまざまざと経験いたしているわけでございます。

梅雨は明けますけれども、この上天草におきましても、これからも被害がないことを祈りながら、そしてまた、一日も早いコロナの収束を願いながら、本日の総会を開会させていただきたいと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

## 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。7番、岩崎委員、8番、源委員、よろしく願いいたします。

#### 4 議 事

##### 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。1 番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第 1 号、番号 1 番です。議案は 2 ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番△、地目は田、面積 4 7 7 ㎡です。申請場所は、図面 1 ページ①、詳細は 2～3 ページのとおりで、直線距離で○○○○○から東の方向、約 2. 2 km のあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が畑 1, 3 8 3 ㎡、田 1, 3 4 9 ㎡、樹園地 2, 1 9 9 ㎡、合計 4, 9 3 1 ㎡です。稼働力は 2、農機具等は耕運機 1、消毒機 1、軽トラック 1、草刈機 1 です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から徒歩 5 分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件 4 0 a を上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作するということですであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ブルーベリー等を耕作予定ということですであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

4 番（水野）

はい。昨日の現地確認、お疲れさまでした。今、事務局から説明がありましたとおり、2 人でブルーベリー等を耕作されるそうです。道よりも少し下がった感じですがけれども、そのままの状態を耕作されるそうです。どうかご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま 1 番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△番△、地目は畑、面積411㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約0.5kmのあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が畑7万3,192.26㎡、田5,106㎡、合計7万8,298.26㎡です。稼働力は1、農機具等はトラクター1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から徒歩3分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、粟を耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

はい。議案第1号の2番につきまして、7番、岩崎が説明いたします。昨日は小雨の中、お疲れさまでした。

この申請地は、登記記録を見ますと、申請者の父と兄弟の方へ祖父から遺産相続されたものです。今回申請人の説明によりますと、譲っていいという話があって、贈与による所有権移転で申請が上がっております。画面でもご覧のとおり、整備されておまして粟を作られるそうです。よろしくお願いたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□△△△△番外1筆、地目は田、合計面積1,268㎡です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約8.6kmのあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が畑1,190.98㎡、田1万376.05㎡、合計1万1,891.03㎡です。稼働力は3、農機具等はトラクター1、コンバイン1、田植機1、管理機2、乾燥機1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのこと。通作距離は、自宅から100m程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

はい。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

はい。2番の松岡が、1号3番について説明申し上げます。昨日は暑い中、現地確認ご苦労さまでした。

長年耕作放棄地で、以前から買ってほしいということで要請がありまして、今回まとまったということで、耕作放棄地の解消にもなりますのでよろしくお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することにいたします。

贈与と売買はどう思いますか。他人同士で贈与による所有権移転ですよね。贈与の場合は金銭が絡まないのですか。4番では売買となっています。

8番（源）

基本的には、贈与は絡まないでしょう。絡みませんが、やる人がその資産に贈与税がかかるので、それを分かってしないと。

議長（西岡）

贈与の場合は、無償でもらったということですね。

- 8番(源) 逆に言えば、1万円、2万円でも売買したほうが得だろうと思います。
- 議長(西岡) 事務局どうなっていますか。今回の贈与の場合は、金銭は絡まず無償で譲り受けたということですか。
- 事務局(池林) はい、そうです。
- 議長(西岡) 親子の場合は贈与でしますが、他人の場合で所有権移転事由が贈与になっているので、この確認を皆さん方としておこうと思いました。
- 8番(源) 実際、私たちの地区では、贈与者が登記までするので受け取ってくれ、という例もありました。今はやっぱり、そういう世の中かもしれませんね。
- 2番(松岡) もう管理ができないんですよね。
- 8番(源) だから、もらう人がいれば自分で登記してでも受け取ってもらうようにしないと、放棄地になるから。
- 議長(西岡) ありがとうございます。それでは、続きまして、4番をお願いいたします。
- 事務局(池林) 議案第1号、番号4番です。議案は同じく2ページになります。  
申請人は姫戸町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町姫浦地区字□□△△△番△、地目は畑、面積は544㎡です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約15.5kmのあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が畑3,607㎡、田1,518㎡、合計5,951㎡です。稼働力は2、農機具等は耕運機1、草刈機1、噴霧器1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。  
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのことです。自宅に隣接している場所であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ、ニンニク、唐芋を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われまます。説明は以上です。
- 議長(西岡) ありがとうございます。

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1 番（蓮田）

はい。議案第 1 号の 4 番について、席番 1 番、蓮田が説明いたします。

現地は、国道 2 6 6 号線沿いで、〇〇〇〇〇から松島方面に向かって約 1 5 0 m のところ。譲渡人は学校卒業後、北九州のほうへ行ったわけですが、どうしても地元に戻れないということで、今度売買になったそうです。

現地は受人自宅の隣になります。年齢 8 0 歳ですけど、孫と一緒に野菜を作りたいということで何ら問題ないかと思えます。私からは以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま 4 番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について。1 番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第 2 号、番号 1 番です。議案は 4 ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△番△△、地目は畑、面積 2 2 3 m<sup>2</sup>です。申請場所は図面 1 ページ⑤、詳細は 1 0 ~ 1 1 ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北西の方向、約 1 . 5 km のあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は建築費△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の側溝へ排水することです。造成中の被害防除については、土砂の流出、崩壊については十分防止対策を取り、完成後の、ガス、湧水、捨石、及び粉塵等による付近の農地への影響、また近傍農地への日照、通風、耕作等への影響はないとのこと。説明は以上です。



議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番、磯田が説明いたします。

事務局から説明ありましたけれども、申請人は、現在は借家住まいということで、自分の所有する土地に家を建てたいそうです。画面に隣の家が写りますけれども、ここは娘夫婦が住んでいる家ということで、昨年申請があった土地であります。娘夫婦が近くに住んでいるということで、安心・安全な生活ができるようにしたいということです。

ひとつ付け加えておきますけれども、図面を見ていただくと申請地は△△△△番△△ですが、現在家が建っているのが△△△△番△△です。横に△△△△番△△畑と△△△△番△畑というのが細長く残っているわけです。昨年娘夫婦の家を建てる際、申請がなされたとき農地がそのまま残っているわけで、ここで話合いが持たれたところです。現在は砂利を敷いて農地として利用されていないということで、昨日電話をして農地として利用してください、とお願いをして了解を得ております。

申請地を造成する必要もないので、何ら問題はないかと思っておりますけれども、よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

8番（源）

この家には、どこから行くんですか。

議長（西岡）

△△△△番△になるかな。

8番（源）

いや、道路からどこを歩いて行きますか。

6番（磯田）

△△△△番△の土地が細長く道路から伸びているわけですが、そこから入ってきて、この娘夫婦の家のところまで車を止めます。娘夫婦の家には玄関前に駐車場があり車は止められるようになっております。ここの横の農地、畑と△△△△の△は、実際、畦畔があって、法面があって狭いです。ここは車の通り道ではないと思います。歩いて行かれると思いますけど。砂利が敷いてあったので、そこはお願いをしました。

議長（西岡）

この△△△△番△が畑ですが、ここに砂利を敷いて通路にしてあるわけです。そこを歩いて、今度の申請地への出入りに使っているわけです。

- 6番（磯田） 家庭菜園なり広げるなりしてください、ということをお伝えしました。
- 議長（西岡） 家庭菜園にすれば、今度建てる家に行かれません。申請地に行くためには、△△△△番△△を通らないと行かれないわけですが、そこが農地になっているので、大体ここも転用しないと行けません。
- 6番（磯田） 昨年の申請のときに、ここは宅地にしておいてもらえればよかったんですけど。
- 議長（西岡） 今度の△△△△番△△と合わせて一緒に転用するのはどうですか。面積もオーバーしませんので。
- 6番（磯田） そのように説明して、お願いしてみましようか。
- 議長（西岡） 磯田委員は大変ですが、△△△△番△△を転用して宅地にしない限りは、この新しく建つ家は農地を通らなければ行かれないわけですから。
- 3番（山口） 雑種地がいいですね。通路で。
- 議長（西岡） 源委員の指摘で初めて気づいたわけですが、現地を見た限りは何もないです。全部砂利を敷いてあるので簡単に通れますが、図面から行けば農地を歩いていかないと行かれないということです。
- 3番（山口） 宅地ではなく雑種地にしてから、道路にすればいいと思います。
- 議長（西岡） 事務局、△△△△番△△を雑種地に転用するように指導をしてください。
- 事務局（池林） はい。
- 議長（西岡） それでは、ご意見どおり△△△△番△△を雑種地に変更してもらおうということで、ご理解をいただきたいと思えます。  
ただいまの件につきましては、申請どおり承認することに決定をいたします。
- 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について**
- 議長（西岡） 続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画（案）について。  
議案第3号につきましては、私が議事参与の制限に当たりますので、議案の進行を蓮田職務代理にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

(議長 西岡会長 退室)

1 番 (蓮田)

では、議案第 3 号、農用地利用集積計画 (案) について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (塩田)

はい。議案第 3 号、農用地利用集積計画 (案) 貸借権設定について。議案は 5 ページから 17 ページになります。今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が 10 件、新規設定の計画が 14 件となっております。計画内容は、利用権の設定をする人 23 名、利用権の設定を受ける人 5 名、利用権設定面積合計 4 万 8,856 m<sup>2</sup>です。

内容の詳細につきましては議案のとおりであり、ここに記載されている計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。

また、番号 13 番から番号 24 番の熊本県農業公社をとおした利用権設定を行う予定の借手は、大矢野町上地区に新たに設立された法人ですが、農地法第 2 条第 3 項の各要件を満たす農地所有適格法人であることを申し添えます。説明は以上です。

1 番 (蓮田)

はい、ありがとうございました。議案第 3 号の農用地利用集積計画 (案) について、何かご意見ございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

1 番 (蓮田)

よって、承認いたします。

(議長 西岡会長 入室)

#### 議案第 4 号 非農地通知交付申請について

議長 (西岡)

続きまして、議案第 4 号、非農地通知交付申請について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (塩田)

はい。議案第 4 号、番号 1 番です。議案は 19 ページになります。

申請人は、大矢野町中地区の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△△番、地目は畑 1 筆、面積は 1,102 m<sup>2</sup>です。今回の申請場所は図

面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約3.2kmのあたりに位置しております。

申請地の現況については、所在が山中のため、航空写真及び近傍からの現況写真での確認となりますが、現況写真のとおり雑木が生い茂っており、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎） 議案第4号の1番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。  
（画面で）ご覧のとおり、この付近は道路が狭くて急な坂道で耕運機ぐらいしか入らないので、ほとんど耕作放棄地になっております。ご覧のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長（西岡） ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第5号 空き家に付随した農地指定申請について

議長（西岡） 続きまして、議案第5号、空き家に付随した農地指定申請について。上天草市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準第8条の規定に基づき、上天草市空き家バンク制度実施要項第2条第1号に規定する空き家に付随する農地として指定してよろしいか審議を求めます、ということで事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第5号、番号1番です。議案は21ページになります。  
申請人は、天草市倉岳町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□□△△△△番△外2筆、地目は田1筆、畑2筆、合計面積は1,338㎡です。付随する空き家の所在は、農地と隣接する松島町□□△△△△番地△△で、空き家の所有者は申請者の父です。今回の申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約8.8kmのあたりに位置しております。

申請地の現況については、写真及び映像資料のとおり現在耕作はされていませんが、草刈り等の簡単な整備で耕作を再開することが可能な状況です。

以上のことから、申請された農地を空き家に付随する農地として指定することに問題はないと考えます。

また、補足説明としまして、申請地のうち△△△△番△△は、農地内の進入路及び空き家側の一部が写真のようにコンクリートで固められていたため、売買により所有者が替わる前に、コンクリート部分を分筆して追認で農地法第4条の申請を出していただくようお願いしております。説明は以上です。

議長（西岡）

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

席番8番の源が説明申し上げます。

今説明がありましたとおり、この家はもう数年前から老夫婦が入院と施設に入っておられて空き家になっております。資料にもありますように、息子さんが倉岳町に夫婦で住んでおられて、このような申請になっております。

ご覧のとおり、現在では耕作放棄状態になっております。簡単に手を入れられないかなとは思いますが、あまり広くない農地ですから空き家バンクに付随することについては問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡）

この人の農地はこれだけですか。

8番（源）

いえ、他にもまだあります。（画面の）車が止まっているところの道路から、向こう側の道路の間にかかなりあります。

議長（西岡）

ここだけを空き家バンクの家と一緒に売りたいということですね。

8番（源）

はい。

議長（西岡）

ただいま説明がありましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

**（異議なし の声あり）**

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 報告第1号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号、許可不要転用届の受理について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。報告第1号、番号1番です。議案は22ページになります。

申請人は、東京都の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□□△△△△番△、地目は畑、面積479㎡のうち4㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約3.2kmのあたりに位置しております。申請理由は、携帯電話の無線基地局です。

現地確認及び事業計画書、地区の排水同意書等の書類を鑑み、問題はないと思われれます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

報告第1号、許可不要転用届の受理について。報告をいたします。

新しくできる携帯電話会社の無線基地局の申請でございます。今説明がありましたように、△△△△番△の中の4㎡で、高さ約15mの電柱が建つそうでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、何かございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、報告どおりといたします。

#### 報告第2号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

続きまして、報告第2号、利用権設定合意解約について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第2号について。農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び公告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

議案23ページ、番号1番です。解約する土地の所在、大矢野町上字□□□、地番△△△△番△外2筆、登記簿地目は畑3筆、合計面積は4,964㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は令和2年12月28日から令和12年12月27日で、合意解約日は令和3年6月11日です。解約理由は、双方合意により解約となりました。

次に、議案23ページ、番号2番です。解約する土地の所在、松島町内野河内字□□、地番△△△△番、登記簿地目は田2筆、合計面積は1,925㎡です。貸付人

は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。設定期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日で、合意解約日は令和3年6月2日です。解約理由は、双方合意により解約となりました。

最後に、議案23ページ、番号3番です。解約する土地の所在、松島町内野河内字□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は田2筆、合計面積は2,368㎡です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人は熊本県農業公社です。設定期間は令和2年7月1日から令和12年6月30日で、合意解約日は令和3年6月2日です。解約理由は、使用貸借から賃貸借契約へ変更するための双方合意により解約となりました。説明は以上となります。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ないようでございますので、報告第2号につきましては、報告どおりといたします。

これをもちまして、全ての議案の審議を終了できました。皆さん方のご協力に感謝を申し上げまして、本日の議事を終了いたしたいと思います。

なお、後ほど事務局からその他で説明がございますので、よろしく願いいたします。

閉会 午前10時15分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和3年7月13日

上天草市農業委員会	会長	<u>西田光雄</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>岩崎國重</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>源 義通</u>